

## 松江市 PR キャラクター『おまっちえ』使用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、松江市 PR キャラクター『おまっちえ』（以下「キャラクター」という。）使用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (使用許諾)

第2条 キャラクターを使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ使用許諾申請を行い松江市長（以下「市長」という。）の使用許諾を得なければならない。

2 使用許諾を受けた事項を変更する場合についても、前項の規定と同様とする。

3 市長は、前2項の規定によりキャラクターの使用を許諾する場合においては、条件を付すことができるものとする。

4 市長は、使用申請者が第1項および第2項の規定による使用許諾申請に要した費用については、一切の責任を負わないものとする。

### (使用許諾の期間)

第3条 キャラクターの使用許諾の期間は、前条第1項および第2項の規定により使用許諾を受けた日から3年間とする。ただし、キャラクターの使用期間が限定されている場合は、当該使用許諾の期間を短縮することができる。

2 前項の期間満了後において、引き続きキャラクターを使用しようとするときは、改めて申請を行い、使用許諾を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、前条第1項または第2項の規定により使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は当該使用許諾を受けた事項を変更しない限り、第1項の期間満了後においても、在庫がなくなるまでキャラクターを使用することができる。

### (使用許諾の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用を許諾しないものとする。

- (1) キャラクターの使用によって誤認または混同を生じさせる恐れがあると認められるとき。
- (2) キャラクターのイメージを損なう恐れがあると認められるとき。
- (3) 立体物で、その形状等がキャラクターの立体物と認められないとき。
- (4) 宗教的行事、宗教的活動、政治活動等に使用するとき。
- (5) その他キャラクターの使用が適当でないと認められるとき。

### (使用許諾の解除等)

第5条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用許諾を取り消す、または当該使用許諾契約を解除することができる。

- (1) 使用者がこの要綱及びこの要綱に基づく取扱要領に違反したとき。
- (2) 使用者が第2条第3項の使用許諾の条件に違反したとき。

(3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 市長は、前項の規定による使用許諾の取消により使用者に生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。

#### (個人情報の保護)

第6条 市長は、キャラクターの使用許諾にあたり取得した使用申請者の個人情報を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、適正に取り扱わなければならない。

#### (有償使用)

第7条 キャラクターの使用は有償とし、使用者はライセンス料を納付しなければならない。

#### (ライセンス料)

第8条 キャラクターのライセンス料は、次の各号に掲げるキャラクターの使用区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 商品(販売を目的として製造する製品(そのパッケージを含む。)及びそれに準ずるもの。)に使用する場合 商品の販売総額(販売小売価格(消費税を含む。)にその予定生産量または生産実績数量のいずれか多い方を乗じて算出される金額)に1パーセントを乗じて得た額

(2) 景品(商品等の販売促進を目的とした製品及びそれに準ずるもの。)に使用する場合 その製造・制作費用に1パーセントを乗じて得た額

(3) 前号に該当しない場合 別途市長が決定する額

2 市長は、次に掲げる商品については、前項第1号の規定にかかわらずライセンス料を別途個別に協議の上決定することができる。

(1) 原価率が著しく高い商品

(2) 特殊な原材料を使用するなど特殊な商品耐性の商品

(3) 金融商品等販売総額の特定が難しい商品

(4) その他特殊な事情があると市長が認める商品

#### (無償使用)

第9条 第7条の規定にかかわらず、市長は、キャラクターの使用を無償で許諾することができる。無償使用の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体が公用または公共用に使用するとき。

(2) 教育機関が教育目的に使用するとき。

(3) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が報道目的に使用するとき。

(4) 出版社、旅行会社等が使用する場合で、市への誘客効果が期待できるとき。

(5) 市内に事業所・営業所がある企業・団体、および市内に住所を有する個人が使用するとき。

(6) 市外に事業所・営業所がある企業・団体、および市外に住所を有する個人が、内部や個人など限られた範囲で使用するとき。

(7) その他公益上の観点から、市長が無償とすることが適当であると認めるとき。

#### (ライセンス料の納付)

第10条 使用者は、市長から第2条の使用許諾を得られた日から起算して30日以内に、第8条の規定により算出したライセンス料を納付書により支払わなければならない。この場合における振込手数料は、使用者の負担とする。ただし、生産量が推測できない場合は、使用許諾終了日から30日以内に生産実績を提出し、生産実績により算出したライセンス料を請求日から30日以内に納付書により支払うこととする。

2 前項の規定により納入されたライセンス料は、使用者の責任に帰すべき理由によるライセンス料の還付はしない。使用許諾を受けた事項の変更により新たにライセンス料が納入された場合も同様とする。

#### (目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第11条 使用者は、第2条の規定により使用許諾を受けた事項以外の目的にキャラクターを使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

#### (その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 付 則

この要綱は、令和7年8月15日から施行する。

#### 付則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。